

御意見及び国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の特性に関する御意見	<p>・「酒類の特性」に記載された内容は、一般的な「純米酒」の特徴であり、特筆すべき特徴はない。あえて言うなら、「醸造環境（豪雪）により、酵母の特徴であるフルーティーさが引き立てられ、後味がすっきりとしている」点が他の地域とは、異なる点かもしれないが、他の豪雪地域との違いや、使用する酵母を特定していないことから、豪雪地帯＝フルーティーさ＝後味すっきりとはならないのではないか。</p> <p>南会津産の米、南会津で採取した水で、使用酵母を限定しないで、後味のすっきりとしたフルーティーな純米酒ができるとは限らないのではないか。使用酵母を限定する必要があるのではないか？</p>	<p>・酒類の特性及び原料・製法等については、生産基準に使用する酵母に関する事項を規定するかを含めて、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>
	<p>・会津若松酒造組合の地域エリアとの差（違い）が「酒類の特性」で表現できるのか？</p> <p>仮に、今後、「GI 会津」や「GI 福島」等を申請しようとする動きが出てきた場合、「地理的表示」として地域による酒類特性の違いを「酒類特性」として打ち出していけるのか？</p>	<p>・地理的表示の指定に当たっては、酒類の特性が、①酒類の原料・製法等が明確であることのほか、②酒類の特性がありそれが確立していること、③酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることの全てを満たす必要があります。</p> <p>酒類の特性については、産地の全ての清酒製造者が、上記の①～③を踏まえ、合意形成した上で自主的に定めたものを勘案し、生産基準において規定しています。</p> <p>産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>・ 国税庁も、今後、続くであろう GI 申請について、もう少し、地域による酒類特性の違いを明確する指針を策定する必要があるのではないか？消費者や海外に向けて、南会津の清酒と会津若松酒造組合加盟の酒蔵の清酒の違いが言えるのだろうか？このままでは、粗製乱造の非難を受けかねないと思われるが。</p>	<p>・ 国税庁では、「酒類の地理的表示に関するガイドライン」や「酒類の地理的表示活用の手引き」を公表して、地理的表示の指定に当たって酒類の特性についての基準を明確にしています。</p> <p>また、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>
<p>地理的表示の名称に関する御意見</p>	<p>・ minamiaizu→Minamiaizu のように、一般的には名称の英字表記は、1文字目は大文字にするのではないか？</p>	<p>・ 国税庁ホームページにおいて、「Minamiaizu」と記載することといたします。</p>
<p>酒類の特性を維持するための管理に関する御意見</p>	<p>・ 管理機関のメールアドレスがフリーアドレスである。公的機関が関与するプロジェクトであるが、その程度のセキュリティでよいのか。また、フリーアドレスは提供企業の意向によって突然使えなくなる恐れがある。一般的には、専用のドメインをとって管理機関がしっかりと管理すべきではないか。</p> <p>・ 南会津の酒は花泉酒造だけではない。管理協会が花泉酒造と同じ敷地にあることになっているが、花泉酒造と管理協会は互いに独立している旨の宣言は必要ではないか。この宣言はいわゆる南会津内の酒造蔵を保護することにもつながると思うので、ぜひ追加願う。</p>	<p>・ 管理機関が満たなければならない基準について、酒類の地理的表示に関するガイドライン第2章第1節2に定めており、お尋ねの消費者からの問い合わせに関する連絡手段等については、管理機関の判断に委ねられております。御懸念については管理機関に共有いたします。</p> <p>・ 管理機関は個別の酒蔵とは別に組織されたものであり、酒蔵から独立していることは明確であると考えます。</p> <p>また、地域内の他の酒類製造業者も管理機関の構成員となっております。</p>
<p>産地の範囲に関する御意見</p>	<p>・ 範囲、定義ともに適切であり、全く問題ない。</p>	<p>・ 賛成の御意見として承ります。</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
	<p>・通常南会津という語句から想起されるのは田島近辺である。今回、只見エリアは包含されるのか。包含されるとした気候もやや異なるにも関わらず、同一の括りとなることについては生産者同士では調整済みと見做してよいのか。</p>	<p>・産地の範囲は、福島県南会津郡南会津町であり、只見町は産地の範囲に含まれません。</p> <p>なお、産地の範囲については、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>
その他の御意見	<p>・元県民生まれとしては南会津を表示として使われることに賛成です。是非ともブランドのひとつとして前進してほしいと思います。</p>	<p>・賛成の御意見として承ります。</p>
	<p>・この「地理的表示」制度によってどれだけの効果があったのか公表すべき。</p>	<p>・地理的表示制度の指定による効果を定量的に示すことは困難ですが、地理的表示の使用状況等につきましては、国税庁ホームページにおいて公表しております。</p>
	<p>・現時点では範囲がものすごく広いものや狭いものなどいろいろあり、何らかの目標・意図をもってやっているように見えず、仕事のない公務員に暇つぶしをさせているようにしか見えない。単に、産地内の材料等に限定されているのみであれば、ラベルを見ればわかることなので、わざわざ国主導でやる必要があるのか不明。</p>	<p>・地理的表示制度は、酒類や農産品において、ある特定の産地ならではの特性が確立されている場合に、当該産地内で生産され、生産基準を満たした商品だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。</p> <p>地理的表示制度を活用することにより、地域ブランドが保護されるほか、諸外国との交渉を通じて海外におけるブランド保護を可能にしております。</p> <p>国税庁では、国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、地理的表示の指定や普及拡大に取り組んでおります。引き続き、地理的表示制度を適切に運営し、広く国民の皆様に分かりやすい制度となるよう一層努めてまいります。</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2枚目の6行「約2,060m」は、「標高約2,060m」のほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記述を訂正いたしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2枚目の8行「荒海川」にもルビを振ったほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記述を訂正いたしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3枚目の26行「(昭和28年法律第6号)」はここではなくて、同18行に記載したほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記述を訂正いたしました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会津地域ではなく、なぜ、「南会津」のたった4軒の酒蔵のために、GIを確立する必要があるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。

(参考)「御意見」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。